平成２４年（フ）第１３０号
青森市大字荒川字筒井46番地２　レビュー大雄Ａ―103
債務者　谷川　博人
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子202番地53リフィーユ201号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1191番地17
債務者　千葉　育子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７４号
広島県広島市西区南観音６丁目６番５―204号、旧住所広島県福山市春日町５丁目５番８―306号
債務者　陶山　里恵
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７８号
広島県府中市河佐町1343番地２、旧住所広島県福山市春日町５丁目５番８―306号
債務者　陶山　剛秀
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７６号
和歌山県橋本市古佐田３丁目12番５号
債務者　児玉八代子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８８号
和歌山市新中通１丁目27番地
債務者　野下　光男
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９５号
和歌山市太田614番地の３　中尾住宅１Ｆ３号
債務者　南　　佳代
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2702番地６北栄北団地305号室、住民票上の住所和歌山県海南市下津町下567番地２
債務者　髙岡　正樹
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６号
和歌山市新和歌浦４―６、住民票上の住所和歌山市梅原119番地の６
債務者　西嶋　隆利
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７号
和歌山県紀の川市貴志川町長原1175番地６
債務者　西垣　一男
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３号
和歌山市松島359番地
債務者　岩井美枝子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４号
和歌山市北野179―１　サニーブライトⅡ101号、住民票上の住所和歌山市紀三井寺286番地の１　コサカコーポ10号
債務者　伏見　恵美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
和歌山市楠見中306―１　楠見中ハイツ302号室、住民票上の住所和歌山市永穂212番地
債務者　山名　康仁
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３号
和歌山市太田３丁目７番６　オリーブハイツ太田２―110号
債務者　木村　千鶴（旧姓妙中）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６５０号
愛知県清須市土器野603番地　レオパレス新川Ⅱ201
債務者　有宗　昌志
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４０号
神戸市兵庫区荒田町３丁目５番２号
債務者　楠本　久光
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８０号
神戸市兵庫区北逆瀬川町４番16号シャロームタルタニ401号
債務者　初世秀昌こと　孫　　秀昌
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部